

# 学 修 規 程

制定 昭和33年 4月 1日

改正 令和 3年 4月 1日

第1条 学生は、学則に定めるもののほか、この規程に従って学修するものとする。

第1条の2 生活デザイン学科には、以下の専修を設け、生活デザイン学科の学生はいずれかの専修で履修するものとする。

ファッション専修
建築・インテリア専修
ヴィジュアル専修

(授業科目と履修届)

第2条 各学科の必修科目および選択科目は本規程の別表のとおりとする。なお、単位配分（開講時期）については、変更されることがある。

第2条の2 学生は、必修科目を除き学則第25条の規定に従い、原則毎学期始めから2週間以内にその学期のうちに履修する授業科目を定め、履修届を提出し、許可を受けなければならない。ただし、2学期以上を通じて開講し、かつ、単位を分割認定しない授業科目については、最初の学期において許可を受けるものとする。

(単位認定)

第3条 履修科目の単位は、学則第26条の規定に従い、次の各号の条件をみたした場合に、これを認定する。

- (1) 講義、演習、実験、実習、実技など、所定の日課に従い授業を受ける。
- (2) 単位認定試験（追・再試験を含む。）又はこれに代わるレポート、作品の審査をうける。
- (3) 試験又は審査により、C以上の成績と判定される。

第3条の2 学則第29条第5項の規定によりネットワーク大学コンソーシアム岐阜参加校間において締結した単位互換に関する包括協定に基づき修得した単位は、本学における教養教育科目又は専門教育科目の履修により修得した単位とみなし、これを認定する。

2 前項の単位互換科目を履修する学生は、別に定めるところにより履修登録し、許可を受けなければならない。

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、単位を認定しない。

- (1) 履修科目の授業時数の3分の1をこえて欠席した場合
- (2) 単位認定試験に欠席し科目担当教員が再試験を許可しなかった場合、又は試験に代わるレポート、作品を指定された期日までに提出しなかった場合
- (3) 学習状態（学習態度、遅刻、早退などを含む。）が著しく不良と認められる場合
- (4) 単位認定試験で不正を行った場合

2 給食管理実習Ⅱのための欠席は、欠席時数から除く。

3 学生規程第3条第3項の理由で授業を欠席し、所定の届書を提出した場合は、欠席時数から除く。

(授業欠席届)

第5条 学生規程第3条第2項及び第3項に該当する場合は、(科目)欠席届(様式第1号)又は長期欠席届(様式第2号)を提出しなければならない。

(成績判定)

第6条 履修科目の成績判定は、試験又は審査の結果と学習状態を考慮して、授業科目担当教員がこれを行う。

(成績の基準等)

第7条 成績の基準等に関しては、別に定める。

(単位認定試験)

第8条 単位認定試験は学年の前期及び後期の末尾に実施する。ただし、2学期以上を通じて開講し、かつ、単位を分割認定しない授業科目については、最終学期の試験のみを単位認定試験とする。

(試験結果の通知及び成績評価についての異議申し立て)

第9条 試験又は審査の合否結果は掲示により通知する。

2 成績評価は成績表の配布により通知する。

3 成績評価について異議のある学生は、所定の期日までに異議申立書(様式第3号)を事務局に提出することができる。

4 前項により異議申し立てを受けた教員は、事務局を通じて、申し立てた学生に対し、所定の回答書(様式第4号)により回答しなければならない。

5 教員の過失等、異議が正当と認められる場合は、所定の成績評価訂正依頼書(様式第5号)を事務局へ提出し、成績評価を訂正する。

(追試験)

第10条 正当な理由により単位認定試験に欠席した者は、授業科目担当教員にその理由を証明する書類を提示した上で許可を受け、追試験を受けることができる。追試験願(様式第6号)は、その欠席日から一週間以内に提出しなければならない。

(再試験)

第11条 不合格者および授業科目担当教員が認めた者は、試験結果の発表日から1週間以内に再試験受験願(様式第7号)を提出することにより、再試験を受けることができる。

2 再試験の成績は、C以下を原則とする。

(追・再試験の回数)

第12条 追・再試験の実施は、1回限りとする。これに欠席又は不合格であった場合は、重ねて試験を実施しない。

第13条 削除

(同一授業科目の再履修の不可)

第14条 既に単位を取得した授業科目を再履修して、単位を取得することはできない。

(他学科の授業科目の履修)

第15条 自己の属する学科以外の専門教育科目は(実験、実習を伴う授業科目を除く。)、科目履修届(様式第8号)を提出して履修することができる。ただし、その授業科目の単位は認定するが、卒業の要件として修得すべき単位数からは除外する。

2 開放科目として認定されている専門教育科目については、前項の規定にかかわらず、通常の履修届を提出して履修することができる。その授業科目の単位は、教養教育科目の単位として認定し、卒業の要件として修得すべき単位数に含める。

(進級の要件)

第16条 2年次への進級には、次の各号をすべて満たさなければならない。

(1)休学期間を除き1年以上在学していること。

(2)修得単位数が24単位以上であること。

(3)学科が指定する別表の科目の単位を修得していること。

2 進級の判定は教務委員会で審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

(卒業の要件)

第17条 本学を卒業するためには、別表に定める卒業要件を満たさなければならない。

2 卒業の判定は教務委員会で審議し、教授会の議を経て学長が決定する。

(栄養士免許の取得)

第18条 食物栄養学科において栄養士の免許状を取得しようとする者は、別表の栄養士法施行規則(昭和23年厚生省令第2号)に定める授業科目の単位を取得しなければならない。

(2級衣料管理士資格の取得)

第19条 生活デザイン学科において2級衣料管理士資格を取得しようとする者は、本学に2年以上在学して卒業に必要な63単位を取得するとともに、別表の社団法人日本衣料管理協会が定める授業科目の単位を取得し、同協会が実施する一般認定試験に合格しなければならない。

(二級建築士試験および木造建築士試験の受験資格、一級建築士試験の受験資格)

第20条 生活デザイン学科建築・インテリア専修において二級建築士試験および木造建築士試験の受験資格を取得しようとする者は、本学に2年以上在学して卒業に必要な63単位(別表の建築士法第15条第3号に定める授業科目の単位を含む。)を取得しなければならない。建築士免許を登録しようとするものは、卒業後建築関連の分野で1年以上実務経験を積まなければならない。ただし、別表の建築士法第15条第1号に定める授業科目の単位を取得した者は、卒業と同時に受験資格を取得でき、合格した場合は建築士免許を登録することができる。

2 生活デザイン学科建築・インテリア専修において一級建築士の受験資格を取得しようとする

る者は、本学に2年以上在学して卒業に必要な63単位を取得するとともに、別表の建築士法第14条第3号に定める授業科目の単位を取得しなければならない。建築士免許を登録しようとするものは、卒業後建築関連の分野で4年以上実務経験を積まなければならない。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目及び単位数並びに卒業の要件は、改正後の第1条の2、第2条、第2条の2、第16条、第17条、第18条、第19条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、改正後の第1条の2、第19条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、改正後の第1条の2、第19条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、改正後の第1条の2、第19条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、改正後の第1条の2、第19条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、改正後の第1条の2、第19条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、改正後の第20条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法及び卒業の要件は、改正後の第20条の規定及び別表にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程の施行の際、現に岐阜市立女子短期大学に在学する者にかかる授業科目、単位数、履修方法、進級及び卒業の要件は、改正後の別表にかかわらず、なお従前の例による。